

淀川水系流域委員会 第31回琵琶湖部会

議 事 録 (確定版)

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行ったうえで確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております。（詳しくは最終頁をご覧ください）。

川那部部会長、江頭委員、宗宮委員、藤井委員

日 時：平成17年1月8日（土）13:35～16:25

場 所：コラボしが21 3階大会議室

〔午後 1時 35分 開会〕

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

皆様お待たせいたしました。定刻となりましたので、また委員の皆様のご出席が定足数に達しておりますので、これより淀川水系流域委員会第31回琵琶湖部会を開会させていただきます。司会進行は、庶務を担当しておりますみずほ情報総研の鈴木が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは審議に入る前に、いつものようにご確認をお願いさせていただきます。まず、資料の確認をさせていただきます。袋詰めの資料の中でございますが、まずは緑色の「発言にあたってのお願い」でございます。それから、本日の議事次第、及び配付資料リストがございます。

配付資料の内容でございますが、審議のテーマに合わせて資料を用意させていただいております。資料の1の関係でございますが、資料の1－1「淀川水系整備事業進捗状況の点検について（案）」でございます。

2つ目が「琵琶湖水位操作についての意見要約（案）」でございます。それから2つ目が「琵琶湖水位操作についての意見書本文（案）」でございます。

それから資料の1－3でございますが、「基礎案に十分に反映されていない提言の趣旨と琵琶湖部会で十分検討できていない課題（素案）」でございます。

それから資料の2でございますが、こちら36回委員会、12月20日開催でございますが、こちらに配付をされました「事業中のダムに対しての意見書（案）」でございます。

それから資料の3が「委員会における今後のスケジュール」でございます。

それからあと参考資料4点ございまして、こちらに記してある表題となっております。資料の不足等がございましたら庶務の方にまでお申しつけください。

それから発言に当たってのお願い等でございます。本日の一般傍聴の方にもご発言の時間を設けさせていただく予定です。その際には緑色の発言に当たってのお願いをご一読ください。委員の方々の審議中は一般傍聴の方々の発言はご遠慮いただきます。ご協力お願いいたします。

また、会議終了後議事録を作成いたしますので、委員の方々及び河川管理者の方々におかれましても、ご発言の際には必ずマイクを通してお名前をいただいた上で発言いただきますようお願いいたします。また携帯電話をお持ちの場合は、審議の妨げとなりますので、電源をお切りいただくかあるいはマナーモードに設定をお願いいたします。本日は16時30分には終了をさせていただきたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは早速審議に移りたいと思います。川那部部会長、よろしくお願いいたします。

〔審議〕

○川那部部会長

どうもお集まりいただきましてありがとうございます。昨月末から今月の始まりのところまでは、特に江頭さん、中村さん、嘉田さん、西野さんは特にですけれども、ほかの方にもそこでいろいろ議論をしたことをメール等々で回してたくさんのご返事をいただいて、お休みにはならなかったくらいであると。本当にありがとうございました。

一応、きょうは文章まで決定することはできませんけれども、ある程度のことを琵琶湖部会としては決定させていただければありがたいというふうに思っております。

一番目が淀川水系整備事業進捗状況の点検についてという部分でございまして、庶務の方からも話がありましたように、資料1-1というのに点検の内容が出ております。

資料の1-2と1-3とは、ちょっとした文章の違いはあるのかもわからないんですが、全部1-1の中に入ってしまったっております。したがって、1-2と1-3は完全に参考程度に見ていただいて1-1を見ていただくということだけで大体話が済むのではないかと思います。

全体としては1-1の一番最初をあけていただきますとおわかりいただけますように、淀川水系整備事業進捗状況の点検についてというものは、これはいわゆる「河川管理者」から進捗状況について点検をせよという、そういうことでございまして、それに対する答えを出すということでございますけれども、2番目の「具体的な整備内容シート」に直接かかわる「整備推進状況」の点検というところについては、江頭さんが中心になって皆さんのご意見をまとめていただいたところです。

それから、3の琵琶湖水位操作についてというのは嘉田さん、西野さんがあそこを書いていた。それから、基礎案の課題というので中村さんに書いていただいたのがそこにございまして、それもおのおの全部皆さんの一応のご意見は入れた格好で、一部残っておりますけれども入れているという内容でございます。

それで文章の確定、決定までは到底きょうはいかないと思いますけれども、大体こんなようなことでよろしいかどうかというところをきょう考えていただきたいと思います。

まずはそれじゃ、江頭さん、目次の2章に当たる部分についてご報告をお願いいたします。

○江頭部会長代理

目次を飛ばしていただいて、1ページをあけていただきますと、先ほど川那部部会長から説明がありましたように、これまでにたくさんの方々からこの点検についての意見が寄せられております。それを私なりに、まあこういうふうにまとめたらいんじゃないかということでこういうものをつくらせていただきました。

細かい説明は抜きにいたしまして、例えば河川環境2ページをあけていただきますと、国交省の基礎案それから整備内容シートで特に私どもが不満に思っておりますのは、モニタリングするにしましても内容がちゃんと示されていない、もちろん方法、それからモニタリングをするシステム、これは組織、どういう人材でやるのかどういう機関を使ってやるのか、そういうシステムを含めての話でございますが、そういったことについての要望がたくさんございます。

それから、環境の問題、これは治水の問題もつながる話なんですが、流域全体としてこういう環境の問題を考えるようにという意見書を私どもは出しておったわけですが、どうしても直轄区間のみにモニタリングが、そういったとこだけしかやられていない、そういうことがございまして、やはり環境の問題というのは流域全体を視野に入れた取り組みが必要ではないか、そういうことをここで、大ざっぱにはそういうことを示してございます。

それから、もうちょっとずっとめくっていただきまして、10ページまであけていただきますと、治水のところの意見がここにまとめてございますけれども、治水－1とか治水－2～4に見られますように、地域住民の意見をどういった格好で取り組んでいるかということがまだ見えてこない、そういったことですね。要するに、地域にどういった格好でこの地域づくり協議会とか情報伝達、避難体制整備、そういったものがどういった格好で根づいていくかという、そこら辺がまだ見えていないということがございました。

それから、もちろん治水の問題ですので流域全体として治水をどう考えているか。特に土砂の問題ですね。直轄区間の川を扱うにしましても、土砂の問題を抜きにしては治水の問題というのは語れないだろうということがございまして、そういったことを意見として述べさせていただいていると。

それからもう1点非常に重要なことは、堤防補強というのは随分前から議論がございました。これは破堤しにくい堤防あるいは破堤しない堤防、これは一体どんなものかということがなかなか、非常にまあ難しい問題かもしれませんが見える格好でまだ出てきていないと。これは委員の中でもまだ具体的な、こういったものがないであろうというようなことが見えていないというのものもあるかもしれませんが、積極的に取り組んでいただきたいということでございます。

あと利水、利用、これはもうずっとたくさんの傍聴者の方からもたくさんご意見をいただいております、そういったことを十分考慮に入れられて計画を推進していただきたいということをここで書かせていただいております。大体そんなところでございます。

○川那部部会長

後で議論はいたしますが、特に何か今の段階で質問等がありましたら。水位と、それからもう1

■第31回琵琶湖部会（2005/1/8）議事録

つ全体のところまで一応ご説明をいただいてから議論した方がいいと思うんですが、何か特にご質問はございますか。

では、なかったら3の琵琶湖水位操作についてというところについて、嘉田さんお願いいたします。

○嘉田委員

嘉田でございます。では、資料の15ページですが、1－1の15ページです。琵琶湖水位操作についてというところで、ここを1ページだけ要約を出しております。具体的になぜそういう意見になっているのかというのは22ページ以降です。それで少し議論していただきたいんですが、1ページだけ要約をここに入れておりますが、22ページ以降は少し長いんですけどもどういう扱いにするか。私どもは、本文として入れていただけたらということを提案したいんですが、そこも含めて後で議論ください。

今、要約を申し上げますが、言葉の問題を1つ。まず、琵琶湖の水位操作については急激な水位低下と、これまで（2）のところに長期的水位低下という言い方をしていたんですが、長期的水位低下というのは100年来の、まさに南郷洗堰の建設以降約1m下がったというようなところと混同してはいけないので、今回この意見書では長期的な低水位という形で言葉を統一しております。

この（1）と（2）が当面の政策課題ですが、それにプラスして長期的には新たな流域社会の構築と琵琶湖・淀川水系の自然再生という視点を入れて、以下の提言をいたしますということです。骨子としましては、平成4年に制定された瀬田川洗堰の操作規則の見直しを行い、洪水期制限水位、第1期が6月15日から8月31日のマイナス20センチ、また第2期が9月1日から10月15日のマイナス30センチですが、この洪水期制限水位を琵琶湖水位プラスマイナス0cm付近に変更し、できるだけ自然のリズムに近い水位操作規則に変更することを強く要望するとしております。

理由は以下の3点ですが、1つは、琵琶湖のいわば古代湖としての生物多様性をいかに守るか。その生物多様性に即して人々は生活文化をつくり上げてきたわけですから、それも含めて文化の多様性もいかに守るかということです。

それから2番目ですが、洪水期制限水位を引き上げることでもっとも大きな問題は、琵琶湖沿岸域の洪水リスクが増大するわけですが、洪水リスクはゼロにはできない。つまり、そのリスクにどう社会的に対応するかということを、琵琶湖だけではなくて下流淀川まで含めて全体で考えていただけたらということで、その対策を含めた形での提案にしております。それから利水問題についても、ダムワーキングで大変緻密な議論は後半してきているんですが、洪水期制限水位をプラスマイナス0cm付近に引き上げることで、既往最大の渇水、これは昭和14年ですが、というリスクに対し

ても琵琶湖の利用低水位マイナス 1.5m以内にその水位を抑えることができる見込みがあると判断をするからです。

ただし、既に社会的に合意され、しかも歴史的に大変根深い背景を有する水位操作規則の変更は、新たな制度的・技術的な取り組みを含む大きな社会的チャレンジでございます。今後20～30年の方向を目指して明確な資料を、根拠づけのための資料をつくりながら当事者間の情報共有や話し合いの機会をできるだけ多くつくり、社会的関心を高め、特にここが大切でございます、淀川水系の水位が瀬田川の洗堰で操作をされ、特に下流の大阪部分はある意味琵琶湖岸の犠牲というか全閉というような行為で守られているということがほとんど知られておりません。そういうことも含めて、社会的に水位操作にかかわる関心を高めて、さらにその上で上下流の自治体あるいは住民が相互に納得できるような方向を考えてほしいという骨子でございます。

それで、なぜそういう意見になっているのかというのが22ページ以降ですが、ここは12月15日もご説明をいたしましたのでもう具体的には申し上げませんが、100年もの水位操作の歴史を踏まえながら、いかに琵琶湖岸の人たちが大変な苦しみを経て水害と闘ってきたか、と同時に下流も大変な水害に遭ってきたということを中心に具体的な数値をもって入れさせていただいております。と同時に、いかに特にここ10年ほど生き物に対する影響が大きく出ているかということも出させていただいております。特に、生き物への影響としては琵琶湖総合開発の計画のとき、昭和30年代に生物資源調査団の調査をしているわけですが、「沿岸域が大切だ」ということをすでに提案されながら無視をされてしまったという総合開発への反省もあります。その結果92年の水位操作規則になっているわけですが、その後の問題なども漁業あるいは生物資源、それから生物多様性の保全というところも含めて書かせていただいております。

最終的には水位操作規則を変更するに当たってどんな社会的合意形成の方向があるのかというのを経済的保証なども含めて書かせていただいております。具体的な文言につきましては、12月28日以降委員の皆さんとメールでやりとりをしながら今のところ寺川委員、倉田委員、松岡委員、それから村上委員からいただいているのを西野さんと私の方で調整をして本日の資料となっているわけです。まだ一部修正なりあるいは調整ができていないところもあります。その辺も含めて、ちょっと西野さんの方からコメントをいただけますか。

○西野委員

西野です。言葉の問題が1つございまして、先ほど嘉田委員の方から、2番のところで一番最初の1行目に「（1）急激な水位低下と、（2）長期的な低水位」という表現がございました。この「長期的な低水位」というのは河川管理者もダムワーキングで使っていたんですが、非常に誤解を

■第31回琵琶湖部会（2005/1/8）議事録

生む表現だと思っています。琵琶湖の平均水位が100年間で約1m低下しているわけですけど、それも長期的な低水位というふうに呼べますので、ここの表現を「数週間または数カ月の長期間に及ぶ低水位」とするか、そのあたりの細かい表現についてはもう少し検討をさせていただきたいということです。

それから、これは次の委員会の課題になると思うんですが、水位意見書の提言といたしましては、「洪水期制限水位を引き上げることで琵琶湖岸域の洪水リスクの増大はあるけれども、洪水リスクはゼロにできない。人命にかかわるような壊滅的な浸水被害が琵琶湖周辺で生じる可能性は低く、洪水リスク増大に見合う経済的補償など、ソフトな政策的処置で対応が可能である」と書いてあるわけですが、この部分はまだ我々、例えば琵琶湖水位を高くした場合の洪水の問題がございますが、その問題については琵琶湖部会でも十分検討ができておりません。それはなぜかという、十分な資料がなく十分検討されていないということです。これは次の委員会の課題とっております。

もう1つ、自然環境の影響につきましてもまだ十分わかっていない部分がございまして、それについても次の委員会の課題であると思っています。ただ現時点ではこの1、2、3というのが今の我々の認識であるということです。以上です。

○川那部部会長

ありがとうございました。では、その水位のところに特に何か。

○嘉田委員

西野さん、今出していただいたこの資料ですね、水位意見書修正案、これは1－7。

○西野委員

失礼しました。後でお配りした水位意見書修正案、これは昨日時間的に間に合わなかったんですが、25ページの1．7の部分のアンダーラインの部分ですが、「平均水位は琵琶湖総合開発終了時までに約1m下がった」と、これは原案にあったんですが文章を編集している段階で誤って削除してしまったので、ここにもう一度挿入していただきたいということです。この部分については、もう少し細かい文面については多少変更があると思います。

もう1つは2．2です。26ページの上から2つ目のパラグラフの下から3行目にある部分なんですが、網かけ部分のところが表現としては余りよくないと思いますので、下の修正案の方に変えていただきたいということです。

○川那部部会長

簡単なご質問がありますでしょうか。

○嘉田委員

この表現のことについて特に松岡委員に意見をいただきたいんですが、絶滅危惧種というところを強調し過ぎると、そもそも漁業の問題を指摘されるというような、問題もあります。それでここは私自身が「個体としての減少を超えて種としての絶滅が危惧される」、つまり漁業は生物の個体をいただくわけですが種は絶対に絶滅させません。そうすると自分たちの首を締めてしまいます。今問題なのは、まさに個体として以上に種としての問題があるのではないのかというのであえてこの文章を入れさせていただいたんですが、西野さんの修正案の方がよかったらそちらに戻しますし、その辺は逆にここに関係して松岡委員の意見をぜひともいただきたいんですが。

○松岡委員

松岡です。一応、自然の中でこの絶滅危惧種というのを何かそういう言葉でとらえていくと誤解が出てくると思うんです。生活と密着している言葉の中に絶滅危惧種という言葉がやっぱり受け入れにくい。この辺をうまく伝わったらそれでいいかなと思うんですが、言葉としてしまうと誤解を招きやすい。オオタカのように、生活とちょっと一線を置いて表現ができると思うんですが、魚のニゴロブナや、いろんな魚に関しては、生活と密着している部分からすると絶滅危惧種という言葉がすごく抵抗になるということを表現してもらえたら言葉は構わないと思います。

○川那部部会長

今のところは意見が違っているというのではなくて、どういうことを考えたらいいかという問題やと思いますので一応そういうふうに扱わせていただいてよろしゅうございますか。三田村さん、どうぞ。

○三田村委員

この種の議論をここでやった方がよろしいのでしょうか。例えば西野さんの修正案とか。私も実はいろいろと申し上げたいことがあるんですけども、どこかで反映されればいいなと思って、もしそういう機会があるんだったらこの場でやらない方がいいかなと思っているんですが、その辺は部会長いかがでしょうか。

○川那部部会長

時間的な問題がありますし、どうせ文章は全部、かなり変えないといけないことは事実なので、こういうところは非常に大きな問題があって、抜けているとかという、あるいは違っているということがあればおっしゃっていただきたいという、そういうことにしていただきたいなと思います。そんなのでありますか、どうぞ。

○三田村委員

私の部分は後で嘉田さんと西野さんに申し上げます。誤解を招く表現が。私の、と言いますのは、実は26ページから28ページまで私が提出したのを反映していただいたのですが、くるめていただくときに少し誤解を招くようなことがあります。それは後で申し上げたいと思います。

それと先ほど、これは共通の話題になるかもしれませんが、長期的なというのがありました。15ページです、先ほど西野さんがおっしゃったんですが、実はダム問題のところでも長期的なという表現がありまして、先ほどの運営会議で今本リーダーと相談しました結果、こんなふうな文言で行こうかということになりそうです。「数週間から数カ月に及ぶ低水位（以下これを長期的な低水位と言う）」ということにしたいと思います。ただ、そのときに西野さんの長期的なというのを確かめないといけませんねということになりました。洗堰が本格的な水位操作をし出したときから琵琶湖は低水位なんですね。昔に比べますと。それも含むんだったら本当の長期的なということになるんですけど、それも含めてのお話なのかどうかかわからないと判断できかねます。以上でございます。

○西野委員

今の件については、もう少し検討をしてから、表現について、ダムワーキングのリーダーとも相談して決めさせていただきたいと思います。

○川那部部会長

そういうことでお願いいたします。

それでは、次に4節目に当たる基礎案の課題というところにいきましょうか。中村さん、ちょっとご説明をお願いいたします。

○中村委員

16ページから21ページまでが基礎案の課題で、趣旨としては基礎原案に対する意見書の琵琶湖部会意見という部分を現時点でもう一度検証するというか見直してみる必要があるんじゃないかということで、4. 1が基礎案に十分反映されていない提言の趣旨。琵琶湖部会意見ではこれは基礎原案に十分反映されていないということだったんですけども、今回は基礎案に十分反映されていると。

4. 2というのは今後の課題なんですが、これは特に琵琶湖部会で十分検討できていないんじゃないかということで、次の新しい委員会の持ち越しの課題になるんじゃないかという意味で整理してあります。

4. 1は項目が5つありまして、1番目が「自然環境・生態系の『保全・整備』について」、（2）が「予測水需要の検討と提示」、3番目が「多様かつ詳細な代替案の検討と提示」と。4番

目が「連携に対する姿勢」と、これは全く項目立って同じです、琵琶湖部会の意見。それぞれ現時点でどういうふうに評価するかということなのですが、（１）の自然環境・生態系の「保全・整備」についてということでは、（a）（b）（c）（d）の４つの項目に対して意見を言ったんですが、16ページの下のパラグラフで、これらは基礎案の段階でも依然として課題で残っているということでございます。特に長期的、今の定義をどうするかということがあるんですけども、非可逆的なマイナスの影響の可能性に対する配慮が著しく欠落しているということではないかということとは特に上げておきました。

水需要の検討と提示ということでは、非常に重要な指摘をいろいろ河川管理者から問題提起いただいて、それについてここに書いてあります。特に概念としては利水分の環境振りかえ、こういう表現には必ずしもなっていないんですが、それからダムの実力低下、異常渇水対応というような概念が出てきているわけですが、これについてこういうことと、それから水需要の精査・確認の情報が依然として提示されていないという問題をどういうふうに位置づけていくかということが非常に重要な問題ではないかと。

それから、利水権者の計画中のダムからの撤退については非常に大きなインパクトを与えることではあるんですが、ダムに頼らない治水の実現を支援する必要性ということはほとんど上がってきてないわけですね。こういうことは、若干前回の提言の段階から出ているんですが。そういうことが基礎案に十分反映されていないということは指摘されます。

それから、多様かつ詳細な代替案の検討と提示ということでは、「個別課題についてはBの関連する」と書いてあって、Bというのは4. 2です。これはちょっと私の書いたのを整理していただいたときに残ってしまったんですけど、Bというのは4. 2の関連する課題項目の中に述べるということでございます。

それから、連携に対する姿勢は２つの項目で課題が残っているということで、関係省庁と、特に農林部局とどうするかというふうなことだとか、それから技術的な取り組みを含む大きな社会的チャレンジの一環をなすもので、地域水循環の問題でどう考えるかということで上げております。

それから２つ目が、いろいろ河川管理者にはご苦労いただいて本格的に琵琶湖に対する長期的な影響の評価というのを考えていくということなのですが、もうさまざまな議論があったように、こと琵琶湖への長期的、非可逆的なマイナス影響の可能性については予防原則を重視した計画の実現に滋賀県と真摯に連携して取り組むものと理解していると。ただそれについては、自然生態系の機能回復に果たす人為的な汚濁削減事業などに対して過大な期待を寄せているというように思われるということは課題じゃないかと。

4. 2なのですが、今後の課題は全部で5項目ですね。これも琵琶湖部会の意見の2節目を大体整理して書きました。項目立てもほぼそれに一致しているんですが、水位、それからダム、20ページにいきますと河川の水量と河川形状、それから4番が河川・琵琶湖の環境の保全・回復について。それから最後21ページになりますけど、連携と協働ということで、これは基本的には持ち越しの課題で、これは部会そのものが十分できていないんじゃないかということです。

水位をもう一度ここで上げさせていただいたのは、水位のワーキングというのがございまして、それと今回の嘉田さん、西野さんが中心になってまとめていただいたことが、技術的なというかその事実関係の確認なり方向性ということでは上げているんですけど十分な議論ができていないと、琵琶湖部会としてですね。ということが1点目。

2点目は、琵琶湖部会と他の、まあこれも水位の方に書いていただいているんですが、どういう形で合意形状をしていくのかということですね。課題は大分整理されてきた。ただ、一たん決まってしまうとそれで操作が決まるということではなくて、状況に応じて柔軟に合意を積み重ねていくということが必要になってくるわけですが、このあたりはほとんど議論になっていなくて琵琶湖部会として持ち越しの議論だろうと。

ダムについては、もうほとんどダム部会で出していただいているんですが、ダム部会の中でどちらかというとダム部会のダムについての意見書の中に、全体を通して背景にある考え方でその考え方が十分伝わっているかどうかというのはまあ琵琶湖部会として位置づけておく必要があるんじゃないかと、まあ課題ですね。これは環境振りかえの問題、それから利水権者の撤退の問題、それから連携の問題、連携というのは他機関が所管するダムについてですね。それから、きめ細かいソフトの対応ということですね。それから、これはすべてシートの中に個別にはいろいろ書いてあるんですが、それを集約して整理したものです。

それから3番目、これはもうシートでほぼ網羅されているということで、河川の水流と河川の形状については特にはここで上げていません。

それから琵琶湖の環境保全回復については2つございまして、1つは統合的管理システム、これはほとんど議論にもされていませんし問題提起をしてそのままになってしまっているという問題で、これは河川管理者にも琵琶湖部会の方にも課題として残っているということです。

2番目は水質保全対策、これも当然滋賀県と連携してくる部分があるわけですが、滋賀県と委員会との直接的なやりとりも特にはなかったわけで、この辺は詰めていく段階で非常に重要になると。

それから、5番目は連携と協働ということで、大部分は繰り返しになるんですが、琵琶湖部会と

してあるいは河川管理者双方に課題として残っているのを4点上げております。

この全体のシートはやはり個別事業に関する意見ですので、その個別事業に関する意見を横断的に整理して問題点というのを明らかにするというのはこれはどうしても必要になってくるので、こういう整理の仕方はいいのかなとは私は思うんですが。ただ、課題の部分を江頭委員から、4. 2ですかね、タイトルを「今後の課題」という言い方をしていただいて、18ページですね、これは琵琶湖部会だけではなくて委員会全体の課題でもあるんだから今後の課題ということにタイトルを変えたらどうかということとそういうやり方をしているんですが。であるとすれば、この4. 2に相当する部分はここにこういう形で出すべきなのか、特にダム部会との関連だとか水位で嘉田さん、西野さんがやっていたものの関係だとか、それから全体の委員会での議論ということとの関連がありますので、この辺はちょっと位置づけも含めて整理していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。以上でございます。

○川那部部会長

ありがとうございました。

じゃ、今の中村さんのことについて何か質問、はい、どうぞ。倉田さん。

○倉田委員

倉田です。素人質問も含めまして3点あります。最初は17ページの（2）の中の②のところの最後の方に、撤退利水者の問題がとらえられているわけですね。放棄水利権をめぐる法的な責任だけじゃなくて、治水の実現を支援する必要や役割があるということを書かれています、ここまで言い切れるのかどうか。道義的責任は確かにあるかもしれませんが、これは道義的な責任要請があってもそれ以上に何を求められるのか、もうひとつははっきりしない。過剰なダム投資をさせたという、そういう面の責任というのか、その責任のとらせ方の中身がもうひとつわからないところが第1点。

それから、第2点は18ページの4. 2に入る直前のところに、「人為的な汚濁削減事業などに対して過大な期待を寄せているかに思われる」、この表現の意味がもうひとつよくわからなかったんですが、汚濁削減事業、人為的なと断らなくてもいいように思うんですが、しかし人為的と断るような中身というのはどういうものなのか、むしろ、汚濁削減のどういう方法を求めているかということを書いてくれた方がまだいいように思うんですが。それともう1つ、これは「過大な期待を寄せているかに思われる」、だからそういうことを思うのはちょっと過大だという表現にもとれるし、この辺もちょっと気になる表現なんでご説明をお願いしたい。

最後は、たわいないことなんです、20ページの「水質保全対策」、②の中の真ん中ぐらいで、これは固有名詞が入ってくるんですが、「湖底ではチオプロカやメタロゲニウム」、これは聞いた

■第31回琵琶湖部会（2005/1/8）議事録

覚えがないので、どういうものなのか私は知りません。こういう固有名詞は余り皆さんが御存じないはずだと思うんですが、こういうものはちょっと注を入れるか何かするか、あるいはほかのところの表現と同じように、「低酸素状態でしか生息できない生物」でもいいんじゃないだろうかと。なぜこの2つを挙げてあるのか、またこの2つがどういうものなのかのご説明、ご教示をお願いしたいんですが。

○川那部部会長

簡単をお願いいたします。

○中村委員

1番目は、内容をどうするかということとは別に検討する必要があると思うんですね。どうふうに位置づけていくか、あるいはどういう内容を説明するか。

それから、2番目は、確かに「人為的な」という言葉は不必要かもしれませんが、どれぐらい書き込むかということがありますので、これも検討課題にしたいと。

それから、3番目は、ご意見のとおりで構わないと思うんですが、逆に固有名詞が注の方で出てくる必要があると。もし注を使うんなら、チオプロカやメタロゲニウムという言葉を外すならば、低酸素化で出てくる生物というのを注意書きでどこかでやらないといけないという、まあどっちかの対応をしてもらって。

○倉田委員

低酸素化で出てくる生物がいるということはどういう意味。

○中村委員

これはちょっと西野さんが専門なので。

これは2度ほどですね、私、随分、2年ぐらい前なんですけどもお話をさせていただいておりますけど。

まあ特に今議論、説明をする必要がなければ、またご紹介。

○川那部部会長

ほかになれば、今までのところの資料1-1に関係したこと全体についてお願いいたしたいと存じますが。はい、どうぞ。

○江頭部会長代理

江頭です。今の15ページと、今、中村委員がご説明になりました18ページ、19ページあたりの「今後の課題」、そういうところをもう一回見ていただきますと、例えば15ページの3章の琵琶湖水位操作というのは、これまで委員会でどういうことを考えてきたかといいますと、とりあえず試

行的にですね、いろんなケースを考えながら試行的に水位操作をやって、どんなことが起こるかということモニタリングしながら、なるべく早い段階により好ましい水位操作ルールをつくっていかうという、そういうことが委員会の姿勢だったと思うんですね。例えばそこで、これは非常に言いにくいことなんです、ここ3章に書いてあるように、この琵琶湖の水位操作を変えなさいということこの部会で言うとしたら、これは非常に難しいといえますか、随分議論が要るんじゃないか。

それから、中村委員のご説明になりました「今後の課題」のところでは、やはり水位操作というのは上下流の治水の問題も含めて総合的にやはり考えていかないといかんという、そういうことでありまして、例えば中村委員のこっちの方をよしとすれば、3章は少し内容を変える必要があるような気がするということですね、ここら辺の議論は随分要るんじゃないかと思います。

細かい、例えば15ページにもう一回戻っていただきまして（2）、洪水期の水位をこれまでよりも上げるとしますと壊滅的な浸水被害が琵琶湖周辺で生じる可能性は低いと、こう書いてありますけれども、ここら辺の検討というのは十分やってないですよ。ですから、やはり少し書き方を全体で議論した方がいいんじゃないかと、そういうふうに思います。

○川那部部会長

西野さん、どうぞ。

○西野委員

今の江頭委員のご指摘はそのとおりで、やっぱり琵琶湖部会で自然環境の方についてはある程度試行も含めて検討して、河川管理者の方もかなり野外調査を行っておられて情報が蓄積されているわけですね。浸水被害の件に関してはダムワーキングでかなり検討して、それで河川管理者の方からも資料は出ています。けれども、先ほど言いましたように野洪水の問題とか、水位そのものを利水も含めて十分議論したとはいいがたいわけで、それはやはり次の委員会の役割だと思っております。

それから、今このついでに言わせていただきますと、後でお配りした文書がございましたように、「西野委員の意見」というので全く何も書いてない2枚ものですね、これの2を見ていただくと、現在、水陸移行帯ワーキングや北湖低酸素化ワーキングなど、河川管理者が主催している専門家会議がありますが、それと委員会・琵琶湖部会との情報交換の場がないことが大変気になっております。専門家会議の検討結果について、中間段階でよいので、半年に1回ぐらいの頻度で部会・委員会に報告し、意見交換できる場を設ける必要があるでしょうと書いてありますが、こういうことも含めて次の委員会で、中心的な課題として琵琶湖の水位の問題というのをぜひ検討していただきたい

と思います。

もう1つ。

○川那部部会長

はい、どうぞ。

○西野委員

あと中村委員の出された「今後の課題」のところで、現在、琵琶湖周辺の既存ダムが下流の琵琶湖に与えている影響についても、今後ぜひ河川管理者に検討していただきたいと思います。

それから、その次に村上委員の意見というのもございますので、それもダムワーキングなり何なりでご検討いただけたらと思います。

以上です。

○川那部部会長

はい、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。嘉田さん、どうぞ。

○嘉田委員

私もこの資料、ここに来て見せていただいたので…。

実は、1－1の中の琵琶湖水位操作についての意見書と、それから後の補足資料と書いてあるところ、微妙に違います。それで最新は資料1－2です。つまり、寺川さんなり倉田さんなりの意見が1－1の方には入っておりません。それで1－2の方は、皆さんの意見を入れさせていただいたのがここに反映されております。ですから、1－2の方を見ていただきたいんですが、基本のところは変わりません。1－2の方が最新に近いということです。

その上で江頭委員の意見でございますけれども、あるいは西野委員の意見のように、確かに試行的な水位操作の成果について、ここでは特に生物系のところはそれなりにやっておりますけれども、社会的なところはほとんどできておりません。そもそも、この委員会の構成自身が社会的なところの人が少なく、また議論のテーマになっていない。つまり、環境というのを大変狭い生物学的意味にとらえてきているという構造的な限界があるんだと思います。

それでもあえて、例えば今の1－1で結構でございますけれども、29ページ以降、「水位操作規則を変更する政策提案とその社会的合意について」ということは、ダムワーキングでの意見と議論をもとに、つまりここにこれだけあるわけです、そこに、今、国交省さんが出していただいたそれなりの試案があるわけです。その試案をすべてチェックさせていただいた中で手戻りのないように、つまり慎重にすることは大事なんです、既にここに出ているものは議論をしていると判断をして

おります。それでよろしいですね。

その上で、29ページにありますように、ダムワーキングで出されている、例えば第2回ダムワーキング7月18日の資料4－2では、昭和36年6月の洪水を想定すると何軒が水につかる、あるいは何haの水田が水につかるおそれがあるということを、かなり緻密なデータに基づいて出していると信じております。それは河川管理者さんの方の判断でございます。

私、琵琶湖周辺の現場を歩いている感覚からいたしましても、今回のこのダムワーキングのデータはかなり密度の高いものだと思っておりますから、それに基づいて提案を出しているわけで、その上での意見だということを江頭委員にご理解いただけたらと思います。

○江頭部会長代理

よろしいですか。

わかりました。この29ページ、国交省の方にご説明いただきたいんですが、例えばこれは20cm琵琶湖水位を上げたとしますよね。そういうときにどんな計算をされているか、ちょっと教えていただけないか。

単に20cm上がって、それだけ浸水深が上がるという、そういうことではないんでしょうね。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖河川の河村です。それは水位に応じて、当然流出量も大きくなっておりますので、それはすべて計算した結果で上昇水位を計算しています。ですから、単純に20cm上げたからといってピーク水位が20cm上がるとか、そういう計算ではありません。

○嘉田委員

確認ですが、つまり先ほど西野委員が言われたような野洪水、あるいは湖岸堤をつくったゆえに逆に排水しにくいというような問題も含めて内水氾濫も考えていただいているとしていいですか。あるいは、そこはやってないからこれからの課題だ、つまりやったところとやってないところをはっきりさえしていただいたらいいわけですが、どうでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

ポンプの稼働自体が計画値の1.4mまででございますので、その範囲までは当然そのポンプの稼働も考慮した浸水深を示しております。ただ、それ以上になりますと、もうポンプはききませんので、それについては計算はされておられません。計算されてないというか、もう実質ポンプがないものと同じになりますので、そういう状況を示しております。

○嘉田委員

それで先ほどの江頭委員の議論に戻るんですが、湖岸域の壊滅的な浸水被害が生じる可能性は低

■第31回琵琶湖部会（2005/1/8）議事録

いというところには、「人命にかかわるような」というところを必ず入れてください。人命にかかわるようなところを壊滅的被害と言っているわけで、例えばそこで何万haかの農地が水につくということは大変な被害だと思います。しかし、人命にかかわるところでございますし、河川の下流は堤防が破堤して、かつ琵琶湖の水位が上がってきて水が込み上がってきて内水氾濫は複合的に起きますから、その辺のこれからのかかなり具体的な調査は必要だとは思っております。

○川那部部会長

寺川さん。

○寺川委員

江頭委員のご意見についてなんですけど、確かに議論が不十分ということは否めない、私もそれは思います。しかし、この限られた期間内で、水位操作の問題も何とかいろんな場で議論してきた経緯があるわけで、そういったことを踏まえますと、やはりここで一つの集約として琵琶湖部会として出しておくことは大事なことかと思ひますし、今、嘉田委員も出されたようにこの全文をしっかりと読めば、そういった江頭委員の今おっしゃった部分もこの表現の中には十分入っているというふうに私は理解するわけです。

むしろ、私が意見をほかにも出していたわけですが、そういったことからすればかなり控え目な意見ですので、十分、せめてこの程度はですね、この程度といったら失礼ですが、ぜひともこの部会が最後ということになれば、方向を含めて入れていただきたいというふうに思ふんですが。

○江頭部会長代理

すいません、今のどっちの話でしょうか。私は2つ、今細かい話と大きい話をしたんですが、どっちの話ですか。

○寺川委員

大きい話の、水位操作の見直しまではどうかというあたりについてです。

○川那部部会長

はい、藤井さん、どうぞ。

○藤井委員

嘉田委員が先ほど琵琶湖水位操作について発表なさる頭のところで、22ページ以降の添付資料も本文に入れたいということをおっしゃいましたが、今の議論を伺っていても、やはりこれを入れながら、この要約だけでは今のような江頭委員の意見が出る可能性もありますので、私としては、ぜひこの本文も生かして、琵琶湖部会としてはこの3. はもう絶対に生かすべきだと。その本文を入

れるかどうかはもう少し議論があるかもしれません。かなり長い文章ですから。でも、そのことの3.に至る経緯がわかるような形をぜひとるということを前提に、3.は琵琶湖部会としてぜひ生かしてほしいという意見です。

○川那部部会長

ほかにいかがでございましょうか。

きょうは私はできるだけ、絶対、座長そのものをしようと思っているんですけども。

きょうの午前中に運営会議がございまして、進捗状況の点検についてというのは、いわゆる改めて「河川管理者」から進捗状況の点検をせよという依頼が来たものに対して答える内容なわけです。

本来からいえば、委員会全体として全部を統一するというのが普通なんですけれども、あと実際の委員会は2回しか開かれないという現状、今期ですよ、ごめんなさい、継続ですけれども今期そういうこととございますので、その点については今期は各部会から進捗状況の点検をとりあえず出すと。

それで、全体としてざっと見たところでは、それほど大きな矛盾はないと存じますがけれども、例えば河川レンジャーの扱い方というような点についていえば、一番初めにありますから例を挙げるんですけれども、少しニュアンスの違ったようなものは各部会から出ているのをきちっと論議することはちょっと難しいと思っておりますので、一応、その琵琶湖部会から進捗状況について、淀川部会から進捗状況について、猪名川部会から進捗状況についてという報告で出てきたものが、委員会としての今期の報告になるという、大体そういう形になる予定でございますので、それをまずご報告しておきます。

それで、ほかの部会についてもまだ完全に決まっているわけではございませんが、一般的にはほかの部会は、琵琶湖部会で申せば14ページまでの部分が主になって、それ以外のものが入ってくるかどうかということについては、まだ恐らく出てこない可能性があると思います。しかしながら、琵琶湖部会につきましては、水位操作その他の問題について、ただ進捗状況だけではなくてももう少しちゃんとしたことを言っておかないといけないというのは前からの議論でございましたので、これは特に琵琶湖部会として出すという形でございますので、このような形で出させていただきたいというふうに思っています。

それから、ついでに申しますと「3. 琵琶湖水位操作について」というのは、これは私というか庶務というか、私のミスでございまして、ここにございますように15ページは要約、集約で後ろの方が本文なのです。つまり、前の1ページが内容で、後ろが添付書類では実はないという形をとっておりますので。いわば16ページ以後にこれの22ページ以後を入れるという格好で、中身をどういうふ

■第31回琵琶湖部会（2005/1/8）議事録

うに変える、文章やらをどう変えるかはまたずっと後の話としても、そういう形で3章、4章というのをつけ加えていくというのがいいのではないかというふうに思っております。大体、そんなラインで進めさせていただくということでよろしゅうございますでしょうかというのが1番目です。

それから2番目、これはどちらである方がいいかという言い方で、中村さんにお聞きするのはおかしいのかもしれませんが、「4. 基礎案の課題」というもののうち、4. 2の方は琵琶湖部会として特に言うておかなければいけない問題であるというのは、これは非常にはっきりしているんですけども、4. 1の問題というのは、考え方によっては委員会全体の問題なんですね。そのところで、委員会全体の問題について琵琶湖部会が言うてはいけないということは全然ありませんけれども、つまり琵琶湖部会という特別の地域部会において、特にこの4. 1の部分はほかの部会にも増して言うておくべきであるというラインをとるのか、それともこれは本来なら全体の委員会からすべきだけど、今先ほど申しましたような状態でやれない状態であるので、やむを得ず琵琶湖部会からの意見として出すのであるのか、あるいはそのことは一般的な意見であるからここには書かなくてもよろしいのかというあたりについては、まず中村さんはどういうふうにお考えになりますでしょうか。

ずっと見たときに、ちょっと4. 1だけ、完全に消していいということはちょっと気にならないことはないです。やめろと言っている意味では全然ありません。いろんな形があると思いますが、その辺、ご意見いかがでしょうか。

○中村委員

私も、特にどうした方がいいということまで全体のことを考えて書いたわけじゃなくて、その琵琶湖部会の意見書を点検したということなんですよね。

琵琶湖部会だからこそ、かなりこういう点に意識が行って指摘をしているということはあるので、それに対しては基礎原案に対して申し上げたことと、基礎案が出てきた段階でもう一度検証するというのが、やっぱり部会としては必要だろうと。それで最終的にそれを委員会でどう吸い取って位置づけるかというのは、また別の考え方があっていいと思うんです。

○川那部部会長

その点について、ほかの方。はい、塚本さん、どうぞ。

○塚本委員

塚本です。今、川那部さんが言われたように、琵琶湖部会として非常に大事なところというのは、恐らく琵琶湖の水状態だと思います。これが一番優先されるべき、治水よりも、あるいはいろんな面よりも一番懸念しなければならないところ。

と言いますのは、例えば40年50年昔より実際の水状態は安定なのか、不安定状態に入っているのかということを、もし不安定であれば、あるちょっとしたこと、ささいなことが非常に大きく発散していくという、もとに戻せないということはある得るわけで、ここは科学者パネラーとか、いろんな方たちで本気になって総合的に水の状態というものを調べてほしいと思います。

○川那部部会長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

そしたら、一応3.のところはそういう格好で、とりあえずこのような形で2、3、4というのを入れるという形にさせていただくとして、細かいところの文章はもう後回ししかしようがないので、恐らくきょう一番最後に、最終的には部会長一任にさせていただきたいとか、あるいは何人かの方をお願いするという言い方になると思うんですけれども、そこへいくまでに、やっぱりこのところはもう少しちゃんと議論しておかないといけないという問題が、先ほどからも幾つか出ておりますけれども、そういう点でほかにもちょっと出しておいていただくことはございますでしょうか。

はい、どうぞ。宗宮さん。

○宗宮委員

宗宮です。今、川那部部会長さんの方から大分整理していただいたんですけども、部会の報告として出す部会報告というのと、やっぱり全体の委員会のトータルとしての動きの中で、まだ検討してないよというところへ書いてくれというのか。

それでここに書いてある、先ほどの運営委員会でも出てたんですが、基礎案というのはどれを意味しますかというところがかなりポイントになっていて、今のところ、きょう、ここで意見書とされているのは、基礎案の整備シートに対する内容を検討をよろしくとなっているもんだから、ほかの部会の方は一応整備シートに対する検討案というのをつくっておられると。それに対して、こっちはもうちょっと深くプラスアルファのことをやっていますので、その分は部会としてやっているんだけど、全体の委員会の報告書の最後のところでつけてくれということだろうと思うんですよ。まだやってないことがまだこれだけありますよというのは。

ところが、それを全体の委員会の方向づけとして決定するだけの、あるいは皆さんに認知いただくだけの時間的余裕がないんですよ。そこでどう整理するかということになって、たしか運営委員会では、今回はこういうのがありますということを部会で考えましたということで、部会報告の後ろのところにプラスアルファでつけておくかという話にたしかになったんじゃないかと思うんですよ。これを全体委員会の意見とするには、まだ全体のほかの委員の方々の了解を得られてないと

■第31回琵琶湖部会（2005/1/8）議事録

いうことが時間的に制約されるというようなことだと思うんですよ。

そこで、ここにあるような3章、4章あたりの、一応はこの部会の委員の方にはオーケーをもらいますので、整備シートのその進捗状況の判断じゃなくて、基礎案に対してまだこれだけやっていませんよということをとにかく書きますということを皆さんにオーケーをもらっておかないと、プラスアルファの仕事が先について回っているということになるかと思うんですね。

その辺をちょっと了解していただいて、皆さん、じゃそうつけましょとおっしゃるんであれば、大いにやっていただくということになると思います。

○川那部部会長

どうぞ、中村さん。

○中村委員

おっしゃるとおりなんですけど、2点、重要な点がありまして。

1つは、琵琶湖部会なり、その琵琶湖でどう考えるかということは全流域に影響を及ぼすということになりますよね。ですから、琵琶湖部会でそういう認識を今回のシートの意見書に添付するような形で出すということは非常に重要だと。

それからもう1つは、これは次の委員会というのは一体どういう形になるのか、また新しい琵琶湖部会というのはできるのかどうか全然わからないんですけども、こういうことが課題に残っているよねということはやっぱりきちっと引き継ぐべきだと思うんですよね。そういう意味でも何か文書で残しておく必要があるという、その2点がありますので、そういうことを前提にして考えると、位置づけはどうするかは別として、こういうものが残るということは非常に重要じゃないかというふうに思いますけどね。

○宗宮委員

宗宮です。まさに中村委員のおっしゃるとおりだと思うんです。

ただ、問題はこれだけじゃなくて、上流から下流まで同じような問題を扱いながら、それぞれ解釈が少しずつニュアンスが違うところがまだ整合されてないんですよね。そういう意味では、今回、全体の委員会としての方向づけとして、整備シートを全部意見を出すわけにいかないの、さしずめこの部会案として出させてくださいということです。

おっしゃったように、ぜひ部会としてはここまで決めましたと、決めるというか方向を出しましたというのを出して、次の委員会で、少なくともこういうテーマは早急に全体を通して検討してくださいというのにしておけばいいんじゃないかということなんですね。どうしてもやっぱり時間が足りませんので、そんなことをしようということになったんじゃないかと思います。

○江頭部会長代理

今、似たようなことを申し上げるんですが、基礎案の課題とさせていただきましたのは、基礎案に対する琵琶湖部会の課題であるとともに、これはいわゆる国交省の基礎案そのものに内包する課題でもあるわけですね。だから、課題と書けば、これは両方含まれるなという、そういう話を中村委員ときのうしたところなんですよ。

そういうことで、今、宗宮委員がおっしゃったように、課題としてやはりこう引き継ぐという、それをうまく取り入れていけばいいんだと思います。

○川那部部会長

はい、嘉田さん、どうぞ。

○嘉田委員

実は、この水位操作の意見書をまとめながら、ここの部分が今気になってたんですけれども、どこまで引き継ぎ書的な意味を表に出すかということで、実は中村委員の意見を見てから、水位操作の文章のところが引き継ぎ書的なところを余り明白に出してないんですね。ですから、ここを少し西野委員と相談させていただきながら、先ほどの江頭委員の質問ともかかわるんですが、ここまではこの委員会で、このデータで言える。それは科学的な問題、社会的な問題、しかしここはまだ残されていて次の課題であるという、引き継ぎ書的な意味合いを少し入れさせて整理させてもらおうということでどうでしょうか。

西野さん、そのあたりどうですか。

○川那部部会長

いかがでございましょうか。

もちろん、次の淀川水系流域委員会において、どういう部会ができるかというのは基本的にはそのところで決まる話ですけれども。

しかしながら、きょう午前中の話の中でも、地域部会がどうしてもなければならないだろうというのが一般的な感じ方なので。そういう意味でいえば、琵琶湖部会から、今度は琵琶湖部会になるかどうかわかりませんが、そういうものに対するそういう受け継ぎの部分というのが、特にほかの部会よりも強く存在する意義は確かにあると思いますので、そういう形で出させていただくというのがいいのではないかと思うんです。

それで後から配られたのがあって、ちょっと説明をなされたのもあるのでお尋ねしておきたいんですが、西野さんの「水位意見書修正案」というので「網掛け部分削除」というようなのが3つほど出ておりますけれども、これは内容的に見ますと、今までのものを少し精緻にした方がよろしい

■第31回琵琶湖部会（2005/1/8）議事録

という程度のことではないかという感じがいたしますので、これは大体このラインでよろしいというふうを考えさせていただいてよろしいでしょうか。文章として出ていますので、一応ちょっとこうしておきたいと思うんですが。

それから、その次の西野さんの「西野委員の意見」と右上に書いてある分の1番目の問題については、ここのところでも文章として入れていただければそれで十分なのではないかと思いますが、2番目の方の問題は、もし書くとする少し注意を考えて書いていただく必要があるのではないかと。一応今のところ別の問題ということになっておりますが、連携というふうなことを考える場合にはこういう問題が非常に大事であるということは、一般論として今までずっと言い続けてきたことですから。その中の形で入れていただくとすれば、矛盾しない形で入ってくるのではないかと思います。

それから、村上さんの意見をどこへどういうふうに入れるかというのは、ちょっとすぐにはわからないんですが、嘉田さん、西野さん、あるいは中村さんというあたりで、どういうところに入れたらいいとか、とても入れられないとか言うような意見があったら、ちょっと言うてみていただけないでしょうか。どうでしょう。

しかし、書いていらっしゃることは、今までここのところで、この琵琶湖部会で書いてあったことに、いろいろ議論された内容には違いないと思うんですが。

三田村さん、どうぞ。

○三田村委員

今の村上委員のことには直接かかわらないんですが、原則的なご質問をさせていただきます。それは嘉田委員もおっしゃったことにもかかわるんですが、私も実は今ごろになって、これは間違いじゃないかとかというのがありますので、それを申し上げて変えていただいたとしたら、変えていただいた文がどこで承認されるのかというのが少し気になります。もうありませんので。それでそういうことをやっていいのかということもちょうちょしているんです。

それで、できましたら骨子はこれで今回認めていただいて、あとはその作業をしていただく方に一任する、しかもそのときに部会長と部会長代理とがかかわってということでよろしいかと思うんですけれども。そのようにしていただけるのであれば、私はここ間違っているよというのが言いやすいと思うんですが、いかがでございましょうか。

例えば、先ほど倉田委員がおっしゃったように、そのチオプロカ云々で低酸素状態でしか生きられない、これはうそです。間違っています。チオプロカは低酸素状態でしか生活できないのではありません。無酸素状態と接しているところでしか生活できないというのは事実なんです。チオプロ

カそのものは酸化的な状態で生息しています。そういうこともありますので、間違っているのがありますね。表現として科学的に間違っているのが。それでちょっと丁寧に見たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○川那部部会長

三田村さんに今後のことを言うていただいたので。

そういうような部分というのは、文章としてやっぱりまだ残っているところはかなりたくさんあるように思います。したがって、そのところは最終的に私の責任で直させていただきたいと思います。

それで、琵琶湖部会の方には、集まっていただくことはよほどのことがない限りやらないと思うので、メールその他でこんなようなところでよろしいでしょうかというのをご連絡すると。その内容は、できることなら委員会全体の2回目の分、つまり1月20何日というところをめどに努力をいたしたいと思いますが、おくれた場合は1月末まで現委員の任期はございますので、この任期中にはそのことをはっきりさせたいというようなところでお許しをいただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

はい。

○西野委員

西野です。それで結構ですが、皆さんの意見を集約しますと必ずしも入れられない意見も出てきますので、少数意見の扱いだけちょっと検討していただきたいんですけども。

例えば、一番最後にどなたかからこういう意見がありましたというような形で羅列するか、そのあたりはいかがでしょうか。

○川那部部会長

ちょっと僕、疲れてきているのでばらばらに答えますが、それで答えたところでちょっと休ませていただきたいと思っているんですけども。

三田村さん、はい、どうぞ。

○三田村委員

もう休憩になる前なので。

実は、水位問題が随分とクローズアップされていますが、私、きょうの朝、庶務にプリントをお願いしたのがあります。河川管理者と委員だけの配付になったそうですが、それは自然のリズムにできるだけだとか、琵琶湖本来のというのが、私たちの議論の中心の1つになっております。その本来のとは何なのかというのは、なかなかわかりにくいと思います。そこでプリントを皆さんのお

手元に配っていただきました。

これは大正7年に発行された、田中阿歌麿という湖沼学の日本の創始者がお書きになった本、少し旅行記みたいな本の中の科学的な部分だけ、琵琶湖にかかわる分だけ抜粋したもの。それと、もう1つは吉村信吉という湖沼学の大家で、若くして38歳でお亡くなりになった方ですけれども、その方がお書きになった本の琵琶湖にかかわる部分の図表があるのを載せました。現状と比べていただくと、本来の姿というのがどうなのかというのが大体おわかりいただけるかと思います。

例えばその水位というのがあります。「湖沼めぐり」のところの水位が、何ページにあるんでしょうか、ちょっと時間をとって申しわけありませんが、248ページのところですね。下の欄に、いつ低水位になってどれだけの被害が起こったとか、丁寧に書いてある。これが全部正しいかどうかはわかりません。昔のことです。特に自然科学的な内容は新しい事実がわかり随分と書きかえられてきていると思いますけれども、昔の状況を理解するというのは非常にためになるかと思う。あるいは漁業のことについても書いてありますので、本来の琵琶湖ではどのような漁業がなされていたのかということのご参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○川那部部会長

ありがとうございました。

じゃ、ちょうどもう1つ、きょう来ていらっしゃらないので大変扱いに苦しむんですけど、小林さんからの意見が皆さんのところに配られているかと思います。あっ、小林さんのは配られてないの、ああ、そうですか。ご本人が来てらっしゃらないからね、わかりました。そのほかにもいろいろな意見が当然ありますので、それでは先ほどの三田村さんに対するお答えだけをしておきたいと思います。

全体の方の委員会のところの内容につきましては、この各部会から出てまいります事業進捗状況の点検についてというのが出ると同時に、ダムワーキンググループが一生懸命つくられまして、この間の委員会のときかなりのところまで、決定とは言ってはいけないんですけど、内定いたしましたダムに関する問題が出ていくはずですよ。しかしながら、その内容について、当然ながら全部の人間が全部そのとおりの文章でいいと思っているとは、私のような人間は思わないところがありますので、つまりそれが確定した段階で、それではどうしてもいけないというものについては、当然ながら前の提言のときと同じように少数意見を出されるという自由は十分にあるし、それをやっぱり附帯文書にするのが当然なのではないかということに、出てくればですよ、出てくれば当然なのではないかということになっております。

そういう意味では、琵琶湖部会から出ていきますこのおのこの点検書で、それについております3章、4省に関してもある程度の確定がいたしました段階で、意見が全く違うという場合があります得ないとは言えませんので、そういう場合には少数意見はその後で出していただいたものを、同じくこの進捗状況点検に関する少数意見として附帯するということは必ずさせていただきたいと思っておりますので、その点はよろしくお願いをいたします。

というところで、とりあえず一遍休憩をさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

それじゃ、庶務。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、一たん休憩にさせていただきます。

休憩時間は15分。

○川那部部会長

15分ぐらいあったら。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、再開は15時15分ということにさせていただきます。委員の皆様の控室につきましては、出ていただいて、左に出て右に曲がりまして中会議室というところがございます。また、喫煙される方は5階に喫煙ルームがございますのでそちらをご利用ください。よろしくお願いいたします。

〔午後 2時58分 休憩〕

〔午後 3時15分 再開〕

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは皆様、ご着席をお願いいたします。15分になりましたので再開したいと思います。川那部部会長、お願いいたします。

○川那部部会長

それでは、再開させていただきます。

途中で中断いたしましたけど、「淀川水系整備事業進捗状況の点検について」全体の大体の構想は皆さん、ご了承いただいたということで、個々のところについて、もう少し文章を整えるためにもこのところはちょっとこういうふうに言うておくべきだというようなこと、幾つか既に指摘していただきましたけども、ほかにも何かございましたらおっしゃっていただけないでしょうか。

はい、西野さんが先。ごめんなさい。

○西野委員

意見書で自然環境、生態系の保全整備について提言をしたわけですけども、ここでまだ入ってな

いのが外来種の問題で、その問題をどこかに入れていただきたいと思います。

○江頭部会長代理

今のは目次で言ったらどこに入るんですか。

○西野委員

16ページ4番、基礎案の課題、「4. 1 基礎案に十分反映されていない提言の趣旨」の（1）の（a）（b）（c）（d）というふうにありますけれど、（e）かそのどこかに入れていただきたいということです。

○川那部部会長

9ページの「環境－65」というものではとてもだめだという意味ですね。

○西野委員

外来種の問題というのは、そういう1つのパートで扱うべきような内容じゃもうなくなっていると思いますので、これを残された課題としてぜひ次の委員会に引き継いでいただきたいと思います。

○川那部部会長

はい、わかりました。寺川さん、ごめんなさい。手を挙げてらっしゃいましたね。

○寺川委員

30ページの下「しかし、実際には」のところなんですけど。ここで「稲作水田の4割が転作されており」というのがあるんですけども、これはちょっと大き過ぎる感じがするんですよ。県では大体ざっと27%か28%ということで聞いておりますので、ちょっとこの辺の表現はもう少し。

○川那部部会長

改めて数字ももう一遍見直し、点検した上でやれと。

○寺川委員

お願いしたいと思います。はい。

○川那部部会長

そういうご意見と。ほかにはいかがでしょうか。

私、いらちなので、とりあえず一応これでこの部分を終わらせていただいて、後でもう一遍あればということにさせていただいてよろしいですか。

見ていただきましたらわかりますように江頭さん、最初のところもいろいろ書いていただいたんですけども、例えばシャープが入ってどうかなっているとか、あるいはおのおののところに、詳細報告内容なるものなしとか、あるとかと書かれてあるのは僕のメモやったんですけども、そういうところはもちろんこの内容から全部消したきれいな形にするつもりであります。それから、そ

この部分については淀川部会あるいは猪名川部会の方は、一般に基礎原案があって何とかして、基礎案のものがあってそれに対する意見と書く形になっておりますので、できるだけその辺は統一しても庶務的にも統一だそうですので、そういう方向でやらせていただくということに一応考えております。

というようなことで、とりあえず一遍中断させていただいて、次の議題の方へ入らせていただいてよろしいでしょうか。

そうすると、次は何でしたか。「ダムに対する意見の交換」というところですね。資料の2で12月20日版というふうに書いてあるものが出ております。これは20日の水系流域委員会において2つ配られたもののうちの20日版そのものがここに出ております。

皆さん、ご承知のようにその後、「したがって」というおのおのの項目に関するところについて、A、B、Cの3案かなんかが皆さんに提示されまして、それについてどれがよろしいか、あるいはA、B、CでないD案というのがもしあるとすれば書いてください、というようなことで出てきまして、それがある程度集計されまして、その後ダムワーキンググループの全員ではないんですが、何人かの方が鋭意いろいろなことをなさっているようです。それで、その結果としてどうなっているかということがまだ途中なので、きょうお配りする話にはなっておりませんが、事前に皆さんにお送りをして、そして次の11日までの間に見ていただいた上で、その11日には全部の委員会としてそれをある程度まで決定したいということになっているようです。

きょう、午前中に先ほども申しました運営会議がございまして、運営会議の席上でのきのうの晩の20時現在とかいう文書というのをちらりと見ました。というような言い方であるというのは、それから後も次々と少しずつ直されているという状態です。したがって、委員の皆さんもお帰りになってからでないと、きょうかどうか知りませんが、かなり早い時期に見られると思うんですね。

ごく大ざっぱなことを言っておきますと、A、B、Cという3つの案が出まして、それに対して皆さんが投票をなさった結果は、すべてのダムについてA案が50%を超えております。D案は琵琶湖部会に一番関係のある丹生ダムについて8件出されたようですけれども、それは出たことは確かですけれども、A案に対する一番よろしいというのが過半数を超えております。したがって、きのうの8時現在で途中での未定稿というような状態のもとでは、ほとんど全体が今ここにございます資料2の部分ということになっておりまして、ごく少数の文章の変更がきのうの8時現在までで行われているという程度のところでございます。

これはダムワーキンググループのところを中心にして非常に大きくやっていただいて、しかもこれは委員会全体のところで既に前のときに出して議論をしたところがございますけれども、特に琵琶

■第31回琵琶湖部会（2005/1/8）議事録

琵琶湖部会として5つダム、特に琵琶湖部会の管轄下という言い方では丹生ダムかも知れませんけれども、そこについて琵琶湖部会としてこういうことはぜひここで発言しておきたい、あるいはこういうところは各人の意見はもう既に出ているわけですがけれども、特に何かおっしゃってきたいということがございましたら、その辺を少し議論をしていただきたいと存じます。いかがでございましたでしょうか。

はい、どうぞ。

○嘉田委員

このダムワーキングの資料の6ページですね。資料2の6ページです。丹生ダムのところの記述の後ろの方ですが、これがいかに私どもが提案しました水位操作の変更の提案とかかかわっているかということを少し説明させていただきたいんですが。

6ページの下、丹生ダム以外の方法で琵琶湖の水位低下の抑制のところに、①として洗堰の操作運用、②として制限水位を変更する方法とあるわけですが、ここにも制限水位を変更することも含めて提言を出しているわけです。

それから（2）の方、「異常渇水時の緊急水の補給」ですが、これが6ページから7ページにありまして、ここでは水位との関係は書いてないんですが、実はダムワーキングでも、この「異常渇水時の緊急水の補給」と水位操作の制限水位を変えるということ自身議論されていないわけです。

このことを具体的には資料1-1の34から35ページに書いているんですが、具体的には34ページの一番下です。ちょっと長くなりますが読ませていただきますと、「河川管理者の提供資料では『琵琶湖の制限水位を引き上げると治水安全度が低下するため、直ちに実施可能ではない。このため検討対象に含めない』（第8回ダムWG3-2、5頁）とし、-15cmまで引き上げた場合のシミュレーションだけを提示している。それによると、河川維持用水の放流制限とあわせて実施した場合には、琵琶湖水位が-167cmに下がると」。制限水位、つまりマイナス150より下がってしまうので補給水が必要だという資料が第8回ダムワーキングで出されております。

この水位操作の変更のところでは、せめてこれを例えばマイナス10cmとか、あるいはゼロとかにした場合に、その利用低水位150cmにどれだけ近づくのかということをシミュレーションを出していただきたいわけです。つまり、検討をしていないところを出していただきたい。それで、この167から150、17cmですね。17cmは、例えば20cm上げたら素人考えでもそれなりにゼロに近づくだらうということで、つまり150cmをクリアできるだらうというのが理由、制限水位をプラスマイナスゼロあたりに上げたらどうかという提案と重なっているわけです。このあたりの論理的なつながりのところも含めて、ただしそのシミュレーションはまだ河川管理者さんから出されておられません。

こういうところを少し整理した形で次期への課題としていただきたい。ここまではデータが出ているけど、ここは出てないというようなことでかかわらせていただけたらと思います。

ちょっと長くなって済みません。

○川那部部会長

ほかには。はい、どうぞ、寺川さん。

○寺川委員

先ほど川那部部会長の方からダムの「したがって」以降のところにお触れになったんですが、アンケートではA案が50%を超えたということなんですが、A案というのはここに出ています20日版ですね。これの内容とは少し変わっていますので、その辺今のご発言では何かほとんど変わってないとおっしゃったんですが、若干丹生ダムについてはその後の作業部会でそれぞれの意見を取り入れて変更したということになっていると思いますので、このままで出されるということにはならないと思いますのでその点だけ。

○川那部部会長

どうでしょうか。昨日の8時現在という途中経過の方は私、運営会議で知っているんですが、ちょっとぐらいそういうことを申し上げた方がよろしいか。それとも別にそれは聞かんでもよろしいか。それはご意見に従います。

はい、どうぞ、中村さん。

○中村委員

1つだけ確認したいのは、そのD案というのは追加ですよ。修正の提案というのはどういうふうにその後、素材に上がっていったんですか。D案というのは8件で。えっ、8件と言われましたね。8つ意見が出ましたということと言われましたね。その8件の扱い方というのは、ダムワーキングの方にお伺いしたいんですが、どういうふうに対応されたのかなんです。その後、そのD案の意見はどこかにプロセスで反映されたのか、D案は8件で数が少ないからA案で行きますということだったのか、そこだけはちょっと教えていただけたら。

○川那部部会長

どなたか御存じの方ありますか。

○寺川委員

今の8件については、それなりの理由を出していただいていますので、それももちろん作業部会では全部精読して反映をどのようにするかということはもちろん検討したわけで、それも含めて次の委員会には出されると思います。それとD案を選択された方は、もしD案でなくてA、B、C案

ならば次善策としてどれを選んでいただけますかということで質問しておりまして、その中のA、B、Cを選択していただいているということで、一応そういう形もとっているということなんですが。没にはしないということです。

○川那部部会長

私の言い方が悪かったかもしれません。A、B、C、Dというふうに言うときにでも50%を超えていると言いましたので、Dではなくて三角でもA、B、Cはどれがよろしいかというアンケートに関しては、丹生ダムのことだけ申し上げますと、A案が67.4という数字になっています。つまり、3分の2を超えているという、そういう数字です。

途中経過ですけど、ちょっとぐらい言いましょうか。例えば、ここで知られているので言うと6ページの小さいところですけど、①、②とあって①というのが下の方にありますね。わかりますか。一番下じゃなくて、「丹生ダム以外の方法はつぎの2つに大別される」、①、②とあって、その①です。そこのところに、「試行的に実施され、効果のあることが実証されている」と書いてある文章が20日版ではございますけれども、そこのところへ、コイ科魚類の産卵等にある程度、というのをつけ加えてはどうかというのがきのう8時現在の意見です。また変わるかもしれませんが。そういうような意見が例えばあるとかですね。

それから、8ページ目の上の方やったかな。8ページ目の上の方に、「姉川・高時川の洪水調節に対して、丹生ダムは」云々という4行目ぐらいのところに、「さらにダム事業の準備から比較的短期間で」というのは、ダム事業の準備からというのでは非常にあいまいでわかりにくいという言葉だったのではないかと思います。きのうの8時現在では用地取得やつけかえ道路の建設といったダム事業の準備がほぼ終了しているため比較的、という言い方に例えば書いてあるとかですね。

それから、同じくその8のところの部分については、これはまだちょっといろいろ議論があるようですけれども、「一方、丹生ダムの建設」のところに、長期的に姉川・高時川水系及び世界的な古代湖である琵琶湖生態系という言葉、世界的な古代湖であるというのを入れるか入れないかというのが少し議論があるようですけれども。

それから、「低酸素化の促進」というのは、深層水のような言葉を入れた方がよろしいとか、あるいは「調査・検討内容では」という最後のところに、既存ダムが琵琶湖環境に及ぼした影響についても不明でありという文章を入れてはどうかとか、そんなようなことがきのうの8時現在としてはなってます。

A案というのはご承知のとおりだと思いますけど、したがって丹生ダムについてはダム本体工事の中断を継続したまま、琵琶湖の影響への影響並びに姉川・高時川の河道改修についての調査、検

討をより詳細に行い、自然環境の保全、回復の視点に立ってダム建設の方針についての可及的速やかに結論を出す必要があると。なお、琵琶湖の環境への影響については、予防原則に立脚した取り扱いが必要であるという言い方になっておりますが、一番最後の文章はあった方がええのかない方がええのかというのは、運営委員会でもちょっと議論がありました。

ですから、そういうふうになんか決まっているという話ではなくて、そういう程度の変更は少しずつ今もまだ続けて行われておいて、その一応最終案みたいなものが比較的近い時間に事前に皆さんにお配りするという程度のところです。それ以外のところは、ほとんどここにお配りしてあるものと私の理解する限り変わっていないように思いました。

何か特にご発言になっておくことはありませんか。

それでは、この件は一応今のようなことで資料2として既に全体の委員会のところで言われて、そのところで議論をしていただいたことでもあり、先ほどから話をしていましたが、ダムワーキンググループというオープンのところで議論をしていただいたことでもあり、特に琵琶湖部会からこのところはおかしいとか、このところはこういうふうにするんだという非常に強いご意見がなければ、委員会の方が当然上位の機関ですので、そこでの従来までの結論というところで特に後、続けなくてもよろしゅうございますか。一応、そういうことにさせていただきたいと存じます。

そうすると、先ほど進捗状況の点検についてというのを特に申しましたけども、何かございませんでしょうか。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

○川那部部会長

それも後で議論していただいてもよろしいんですけども、一応審議の1、2の項目についてある程度のご意見をいただきましたので、ここで例によりまして一般傍聴者からの意見聴取をさせていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、そうさせていただきます。ご発言の方、ございましたら、恐れ入りますがいつものように手を挙げて、いつものようにご発言をお願いいたします。

○傍聴者（千代延）

吹田の千代延です。もう最終段階になりまして、きょうどのように意見書をまとめるかということで丁寧に議論されたと思うんですが、少し議論されたこととダブって申しわけないんですが、私の意見としましては、この部会で合意できるものは、全体の淀川流域委員会からあえて反論がないものについては、できるだけ意見書に方向づけをして出すようにしていただきたいと思います。と言いますのは、百点満点の意見書というのはなかなか難しいですし、これだけの皆さんがここまで

■第31回琵琶湖部会（2005/1/8）議事録

熱心に詰めてこられたんですから、積み残しというよりもできるだけまとめて意見書の中に盛り込んでいただきたいというのが私の希望です。

それと、当然のことですが、あと残された課題についても、きょうも議論がされておりましたけれども、しっかり残ったものは残ったというふうに明確にして残していただきたいと思います。

それから個別のことになりますが、水位操作規則を変更する政策提案です。これはかなりはっきりと思い切って書かれていると思うんですが、これについては社会的合意を得るのが難しい課題だと思います。難しいからこそ、皆さんがここまで議論を詰められたことを納得性のある理由をつけて、はっきり方向性も示して意見書に入れていただきたいというのが私の希望です。

以上です。

○川那部部会長

ありがとうございました。ほかにいかがでございましょうか。

ほかにはございませんか。では、もしまたあったら途中でもう一遍手を挙げていただくかもわかりませんから、そのときにはお願いをいたします。

水位の問題というのを特別に扱いましたのは、やはり琵琶湖部会にとって大変重要な問題であり、過去からいろいろと言われてきた問題であり、しかもかつ皆さんご承知のように、すぐさまそんなことをどうするかというようなことのできない内容のもので、つまりありとあらゆる関係機関と相当な連絡をなさっていろんなことをお決めにならないといけない、ひょっとしたら法律の問題にまで達することがあり得るのかもわからないわけですが、そういうことについて基本的にはいろいろな検討をしていただきたいということを前から申ししてきたのを、いわばある程度まで我々の立場としての裏づけをして、もう一度改めてお願いしたいというふうに申している内容で、これは琵琶湖部会としてはどうしてもつけ加えなければならない問題だと思います。

それから、その後ろの4のところについての私の意見としては、例えば琵琶湖部会は先に住民の方の意見を聴取するというのは、どういうやり方をしたら本当に聴取することになるのかというようなことについていろいろな形の試行をし始めまして、決してうまくいったとは何も思っておりませんけれども、それが全体の委員会の中でそういうことを考えないといけないということになって、そういう部会ができて三田村さんが部会長をしてくださったわけですが、

それから後は、特別に琵琶湖部会としてはしないという格好で外へ出して、そこで議論をするというやり方をしていただいたわけですが、残っている問題について、特に琵琶湖という大きな途中にとんでもなく奇妙な水態を持っているということと、それからもう1つは多くの河川は下流からずっと続きに直轄があって、その上にそうではないところがあってというふうに大体の状態

がなっているのに対して、琵琶湖はそういう状態であるということも含めて、途中でそういうものがあって上にまた直轄があるというような地勢上、そのとおりがいいのかどうかということは別にして、そういう状態のところでございますので、他の省庁とか、あるいは地方自治体とかの連携を特に緊密にお願いしなければ全体としてはやれないという部分はほかの淀川の各部会のところでも当然のことながら、琵琶湖の場合は特に大きいというところがございますので、そういう点で4のところは幾らか、あえて言えば越権かもしれないんですけども、琵琶湖部会としてこんなことがこれから積み残した問題として全体としても議論してもらわなければならないのではないかというような意味で、4－1のような内容が書かれることは適当なのではないかというふうに私自身思っておりますので、そのようなやり方で進めさせていただきたいと思います。

それで、あとのやり方の問題なんですが、今からまたもう少し時間をいただいて、このところはどうかという議論をちょっとできることならしていただきたいんですけども、文章というのはやっぱりある程度までそろえてやらないといけないところがございますので、一応きょう議論した後の問題につきましては、今まで主にやっていただきました江頭さん、中村さん、嘉田さん、西野さんというところを中心にして2、3、4のところをさせていただいて、最終的には私が見せていただくという格好で文章としてまとめさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。その結果は、完全に決定するまでの間にはEメール等で皆さんにご連絡をして、一応のご了解を得ると。もちろん、その内容について、この細かいところやら大きいところでいろんな違う意見の方というのは当然あり得るわけでしょうから、もしそういうものがございまして、これはあえて少数意見を出したいという方があれば、それはご遠慮なくそういうふうに出していただくという形でまとめることにさせていただきたいと思いますが、そんなことでよろしゅうございますでしょうか。

はい、寺川さん、どうぞ。いかんというのを言うてくれはる方がいいんで言うてくださいね。

○寺川委員

今のやりようで結構なんですけど、後がありませんので、日程的なことを今ご指示というか、決めていただいた方が。そのつもりでいつまでに意見を出して、その決定版をいつまでに出していただいて、少数意見はつけるとかということをしないと、最終的な委員会もあと10日余りですので、できたらお願いしたいんですが。

○川那部部会長

ありがとうございます。

そしたら、今後のスケジュールについて庶務の方から決まっていることだけまず言うてください。

資料3ですか。

〔その他〕

○庶務（みずほ情報総研 篠田）

ええ。今後のスケジュールについてお話しします。

残り委員会、2回分だけでして、第37回委員会につきましては1月11日火曜日、3時間余りみやこメッセで行います。それで、最終は第38回委員会として1月22日土曜日になっています。一応これで今期の委員会活動はすべて終了という形になっています。

○川那部部会長

きょう午前中の運営会議でたしかこう決まったと思うので、もし違っていたら言うてください。11日の委員会では、地域部会における検討経過、きょうやりました進捗点検にかかわる意見書についてもどの程度のところまでいっているかということをご報告させていただきますが、このときには文章は到底確定しておりません。その確定については後で申させていただきます。それに対してダムワーキングにかかわる経過及び検討については、私の理解する限り事前に皆さんに最終的な案が配られまして、そして11日に議論をして可能であればそのときに決定したいというふうに委員長は考えておられるようです。そして、そういうことになると、今度は22日のときには、もちろんその意見書について特別の議論が11日にありましたら決定できない場合がございますから、決定あるいは確定ということもでございますでしょうけど、16年度の事業の進捗点検にかかわる意見書というようなものについては、ある程度のところまでまとめてこうこうであるということを決めたいというふうに考えているという、そういう内容だと思います。

そういう点で申しますとダムに関する問題については、琵琶湖部会としてきょう今から特におっしゃらない限りここでの作業はなくて、直接に委員会というふうに行くことになるんだと思います。

問題は進捗点検にかかわるところでございまして、先ほど申しましたように1月11日にはある程度のことをご報告すると。よその部会はまさに各整備シートについてのものしか出てこないかもしれませんが、琵琶湖部会からはこういう内容のものとこういう内容のものが3節と4節なんかとして出ていくのであろう。その内容は大体こんなことであるというふうなことは、11日にご報告することになると思います。

その文章を一応ちゃんときちっとしたものを可能であれば1月22日に、少なくとも当日皆さんにお配りすることで決定をいたしたいわけですが、そのところはどうかまだちょっとわかりません。なった場合は、そのところで委員長なり部会長にもう一度げたを預けいただいて1月末までに、というのは任期中にそのことを確定するということになるかも知れません。

そういうラインで行きますと、江頭さん、中村さん、嘉田さん、西野さんというところで少し作業をしていただく内容が、11日はどうせ間に合いませんから、それはきょうのところであれをいたしますので、22日より前に大体文章としてこうであるということを一応案として決定していただくと大変ありがたいと思います。そのためにはきょう出てきたような進捗状況に対する特にご意見があれば、いつまでにいただきましょう。きょう何曜日。きょう土曜日。火曜日やな。11日までに各人はもしあったとすれば、その委員会のときまでに庶務に送ってくださいませんか。

というのは、なぜこんなに急いでいるかという、点検のものについても、それからいろいろなものについても、先月末から今月初めについて皆さんには既にお配りをして、ある程度まで書いていただいている内容でございますので、それをもう一遍どうしても直したいという部分だと思いますので、11日ぐらいまでに皆さん、特にご意見があればぜひお願いすると。11日から22日までの間に、今申し上げた4人の方にその作業をしていただくということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

私、大変申しわけないんですけども、11日は出席させていただくんですけども、22日は日本におりませんのでできませんので、いろんな格好での連絡はとりますが、私の感じとしては22日には琵琶湖部会からの報告はある程度の決定はできるかもわかりませんが、確定はできない、恐らく1月末という任期ぎりぎりの日までに最終的なものをお送りするようなことになるのではないかと考えておりますけども、できるだけ私が何も言わなくてもそれででき上がるような格好で4人の方におつくりいただきたいというふうに思います。ということでよろしゅうございますでしょうか、寺川さん。

もう一度繰り返しますと、11日火曜日までにきょうの資料1にかかわる問題に関して、先ほど1－1でやっていただきたいと言うけど、1－2の方が新しいという話もありますので、1にかかわる問題についてご意見があれば、ぜひ庶務を通して、あるいは直接に江頭さん、中村さん、嘉田さん、西野さんというところへご連絡をいただきたいと。おのおの方、おのおののところはそれを22日までにしていただいて、22日に江頭さんから報告していただくと。そういう形になるかと思います。

はい、寺川さん、どうぞ。

○寺川委員

部会長、いつからいらっしゃらないんですか。それまでに一度4人の方に頑張ってください、部会長に見ていただいてというわけにはいきませんか。そうでないと、うん、何かそういう感じもするんですが。

○川那部部会長

私は一番早い場合に19日から。

○嘉田委員

では、17日までに仕上げますか。やはり今、寺川さんがおっしゃってくださったようにけじめをつけないと、部会長の見ていただいてないという形で最終の委員会に出すのはやっぱり締まり悪いので。となると、17日までに4人でまとめるということでしょうか。どうでしょうか。特に江頭さんが22日に代理でやっていただく。

○川那部部会長

そのために部会長代理があるのやと思っているんですけど。しかしながら、それは怠けて抜けようというわけでございけませんので、もしも江頭さんなり中村さんなり嘉田さんなり西野さんのものが、11日はもう決めましたけども、例えば17日月曜日の朝であるとかというようなときにいただくとすれば見られないことはありません。非常にはっきり言うと、17日の月曜日は琵琶湖研で2時から県の総合のがあるはずですし、それから18日は朝10時からと13時からとここに関連するような会がありますけれども、どうせそれはちらちらと見るだけで済む話でしょうから、それで結構でございます。もちろんちょっとでも早くできれば、土曜日じゅうでも何でもいただければありがたいことはありがたいですけど。そこのところは4人の方にお任せををするとして、できるだけ早く私のところに送っていただければ、一応斜めには読ませていただいて責任はとらせていただきますし、もしもそれが間に合わない場合は、文章の確定その他については、もし部会長がどうしても必要であるということであれば、ぎりぎり1月31日、任期中に終わらせていただくということにさせていただきますと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

恐れ入りますがそういうことで、それ以外の方々は皆さん。はい、どうぞ。

○西野委員

すみません。作業をする者としてぜひお願いしたいのは、意見がある方は必ず意見を言ってください。後で自分とは意見が違うという方がたまにおられまして非常に困るので、自分は反対なら反対ということを必ず期限内にご意見いただきますよう、よろしくお願いします。

○川那部部会長

それは途中でまとめてくださる方のためには本当に大変なことだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。と同時に、繰り返して申しておりますように、それでもやっぱりぐあいが悪いという方は当然にあり得るわけですから、それは少数意見として改めてはっきりした形で出していただくということで、どうぞよろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

○三田村委員

三田村です。技術的なことですが、庶務にお願いしたいんですが。電子媒体でこれをいただくと非常に書きやすいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○川那部部会長

それで、忘れていました。資料1のような内容のものは、その格好の方がいいという感じも僕はないことはないんですが、ほかの部会が比較的どういう格好になっているかという、今見ていた参考資料4というのがありますが、大ざっぱにはこの格好に近いような形で出していただいているようです。

これにきょうの意見の1－1等々にありますような内容のものを載せるのは極めて簡単なことらしいので、それは庶務がそういうふうにさせていただきますので、そういう格好になって出てくることについてはご了解をいただきたいと思います。それでそれが出てこんと作業をしないなどとおっしゃらないで、そんなこと言っているとえらいことですから、ぜひきょうのところの資料1の内容を見ていただいて、それで意見をおのおのところに11日までに出していただくということでよろしく願いいたします。

それから、Eメールがある方はできるだけそれで出ていく方が非常に話としてはやりやすいと思いますので、それもどうぞよろしくお願いいたします。はい、寺川さん、どうぞ。

○寺川委員

この中で基礎原案に対する意見と、それから基礎案に対する意見ということでまとめていただいていると思うんですが、基礎案への意見については、どこやったかな、各個別委員の附帯意見をできる限り反映することというような表現が幾つか出てくるんですけども。この個別委員の附帯意見というのはどのような扱いになるのかちょっと聞きたいなと思ったんですが。

○川那部部会長

申しわけありません、私の言い方が悪かったんです。ここのところを書いてある文章の言葉は全部無視してください。どういう意味かというと、基礎案への意見というのがこういうシートとして出ていくことはありません。つまり内容は基礎案に関する、何でしたか、おのおのの整備シートに書いてあるものの、に対する意見でもないんですよ、それに対して進捗状況の報告書が出たものに対する意見なんです。そこは、1－1を見ていただいたらそうになっていますね。進捗状況の報告書に対する意見です。

しかし、進捗状況報告書を見ていただいた上で、進捗状況が書いてなくて、基礎案には出ていた

■第31回琵琶湖部会（2005/1/8）議事録

んだけれども、そこは進捗状況はそれほど強く書いてないものについてはそれでいいのか悪いのかということが、1-1を見ていただいたらわかりますね。それから、1-1はもっと見ていただければわかるように、その整備内容シートには書かれていないような内容に関して、このことは整備内容シートに入れるべきであるというようなタイプの意見も1-1に出ております。ですから、あくまでもいわゆる「河川管理者」から聞かれているのは事業の進捗の点検ですから、そこに重点を置いて事業進捗点検をちゃんとやろうと思えば、基礎案における整備シートの内容についても議論をしなければならないという場合にそれをしているという、そういう形です。

ちょっと失礼ながら例を申し上げさせていただくとすれば、資料1-1、例えば自分の書いている方が自分でわかりやすいから自分のやつを言うて申しわけないんですけども、例えば今の2-1-1を見ていただくとして、例えば3枚目の裏側ぐらいに琵琶湖部会の2というのがありますね、例えば。2-1-1はページ数。ごめんなさい、これじゃない。どれがどれやわからんようになって。すいません、2ページ、例えば。それでないほうがもっとええのかな。

例えばその3ページの一番上を見てください。これが本当にいいかどうかということは別ですけども、書いてあるのは環境-18~19「縦断方向の河川形状修復の実施（魚類の遡上・降下）」というのがあります、例えば。この件のところに後ろに「一切の記載なし」と書いてあるのは、これは僕のメモなので申しわけないんですけども、その進捗状況のところについて琵琶湖に関する関係では、環境-18、19については何も書いてなかったという意味です。で、そこに書いてある内容はこういうふうに、一応文章としてはなっております。文章は直していただくとして、きつすぎるかもしれません。「河川形状の修復実施が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみと留まっているものは、極めて遺憾である」と書いてあるのは、環境-18、19は淀川工事事務所の管内においてこういうことをする、こういうことをすると書いてあるだけなんです。琵琶湖部会に関係するところについては何も書いてないわけです。

そういうところでは、ここに書いた意見は、やはり琵琶湖工事事務所の管内におけるいろいろな川においても、こういう魚類の遡上効果に関する河川形状の修復というようなものを、やっぱり整備シートに載せられるべきではなかったかと、これから載せていただきたいという、そういう理由でございまして、しかも直轄でない河川、河川範囲が2級以下の河川にしても、正しい検討をしてできるだけすみやかに流域委員会等に提示して、その意見を尊重して実施に入りたい、例えばそう書いてあります。

議論の中でこれは実施のところまでは行かないで、とにかく検討のところでおしまいにせよという意見はこの間からも出ておりますから、それは最終的にどうなるかわかりませんが、例えばこれ

なんかは琵琶湖部会に対しての整備内容シートには出ていなくて、もちろん進捗点検にも出ていない問題なんですけれども、よそでそういうふうに行っていることを、こちらの方でもやっぱりおやりになることが適当なのではないでしょうかというような意味で書いてあるものはあります。

もちろん、すぐ後ろの方に、例えば逆の2ページの2. 2の河川関係の次の環境－1「河川環境のモニタリングの実施と評価」というところに「『詳細報告内容』なるものあり」というふうに言うところは、琵琶湖部会に関係するところについても進捗状況を「河川管理者」がお出しになり、かつそれが1行の表ではなくて、極めて具体的にこういうことを、極めて具体的とは言いません、こういうことをやるんだということを書いていらっしゃるものが、詳細報告内容なるものありというふうに書いてある分ですね。最終的にはその括弧の中はなくなりますけれども。

それから環境－14のところ、「『詳細報告内容』なるものになし」というふうに書いてあるのは、1行、こういうことをするということは書いてあるけれども、おのおの進捗状況のところに非常に詳しくお書きになっているわけではないという内容のものを書いてあります。

ですから、1つの特徴として言うと、整備シートにあって進捗状況を議論しておられるものについてはもちろんそれで、それに対する評価を十分にしないといけないけれども、整備シートにお書きになっていないものについて、やはり整備シートに入れていただくべきであると思うものは書くべきであるというのがこの前からの議論でございましたので、一応それがしてあると、そういう内容でございます。

そんなんでよろしゅうございますか。おわかりいただけましたでしょうか。

○江頭部会長代理

ちょっと補足させていただきます。今の補足といいますか、補足と言うほど生意気な話じゃないんですが、資料1－1の1ページ目からずっと計画1からずうっとこう並んでございます。で、この見出しの計画－1、環境－1、環境－2～10、こうずっとございますけれども、大体この見出しの番号が琵琶湖部会に大いに関係するところ、ですからこの見出しと分厚い整備内容シートですね、そこを見比べていただいてご意見をいただければと、そういうふうに思います。そんなことです。

○川那部部会長

よろしゅうございますでしょうか。

それじゃそういうことで、まことに申しわけございませんが11日までに適宜よろしく。その分も、それから後の水位のところもちょっと、素案に対する一般的な意見のところもぜひよろしくお願い

いたします。

ほかに何かございませんでしょうか。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

○川那部部会長

一般傍聴の方、改めてお話になるようなことはございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○傍聴者（門馬）

大津の門馬と申します。ただいま会議をお聞きしておりましたが、質問がございます。

まず、淀川水系整備事業進捗状況について、今回初めて知りました。先ほど休憩の時間に事務局に聞きましたら、後ろの方に資料があるとおっしゃったのでちらっと見ました。これにつきまして、委員会としましてこれを点検するということは委員会の行動目標に合っている、非常に有益だと、usefulという観点で点検をされたのでしょうか。ないし、委員会としまして、行政に対する監視と言えばちょっと言い過ぎかも知れませんが、チェック機能を働かされたのでしょうか。これが1つ。

それともう1つは、この事業中のダムについての意見書というものを去年の12月20日に発表されております。これはまだ、この資料を見ますと（案）となっていますが、まだ案の段階なのかどうかというのは別にしましても、過去数回の委員会の発言は新聞にもよく出ており、その趣旨として私はダム建設はちょっとどうかなというようなご意見を委員会が何度も発表されている、まあ一般国民としましては非常に勇気のある発言だと思っております。しかし、この案の中にもその委員会の案に対しまして、行政側が何も反応してないということを憤慨されている項も見ました。ということで、この淀川水系整備事業進捗状況というものは委員会に対する回答の一つなんのでしょうか。どうでしょうか、この2点をお尋ねいたしたいと思います。

○川那部部会長

後の方のことにしましては、ダムのものはこの間のときに案として提示されまして、それ以後も、先ほど申しましたように今も案のままでいろいろの議論がなされておまして、来る11日にそれが改めて提案されまして、もしも問題がなければ案というのが消えると。しかし、そのところでもまだいろいろ議論があれば、22日になったときには案というのが消えると。11日あるいは22日に案というのが消えて本物になると。こちらからの、委員会からの報告書になると、そういう内容でございます。

それから、初めの方のご質問の意味が私、2つがどうしても対立するように思わないので大変申しわけないんですけども、この委員会は基本的には国土交通省の近畿地方整備局が河川法に基づ

いて必要と認めたときにつくられた委員会です。しかしながら、この委員会は一番最初、4年ほど前以来、整備内容そのものをいわゆる「河川管理者」がお出しになってからそれについてよろしいとかいけないとかどうやとかということをするだけではなくて、その前にどういうふうに河川を整備すべきであるかということに対する一般的なことをしてほしいということから始めるというので提言をさせていただいたと。それに対して原案で、その具体的な内容について原案に関する整備内容シートが出てきたと。それに対してまた意見を両方で言いまして、基礎案と基礎案の整備シートが出てきて、その基礎案の整備シートに基づいて事業を進捗された結果、その進捗でよろしい、この進捗について意見を述べよというふうに「河川管理者」から言われたので、それに対して、その進捗状況は大変よろしいとか、ここのところはもう少しこういうふうにした方がよろしいとか、あるいは今回の琵琶湖のにはなかったかと思えますけれども、それはしてはいけないとか、極端なことを言えば。あるいはするということにはなっていないけれども、これはこういうふうなことを検討すべきであるとかというような点検評価をしたという、そういう内容でございます。

したがって、どちらの立場になってやったのではなくて、その河川整備事業が淀川水系についてうまくいくように、どういうふうにすれば「河川管理者」にやってもらえるのであるかということについてこちらの意見を言うたという、そういう内容であると思っておりますが、そんなんでよろしいでしょうか。したがって、当然にいろいろの点については是々非々でございまして、ここのところはもっとよくやるべきであるというようなものもありますし、ここはやはり少し足りないのであるというふうに言うているところもありますし、そういうのは当然のことではないかと思っております。

そういうようなことで、ほかの方もございましたら。はい、どうぞ。

○傍聴者（門馬）

よく理解できました。どうもこちらの情報不足で申しわけございませんでした。

○川那部部会長

いえいえ、ありがとうございました。

○傍聴者（門馬）

2番目の答えにつきましては、委員会の方でも行政側に期待をしておられるということは書いておられます、それは一般国民もそうだと思っていると私は思います。

○川那部部会長

中身に対するご判断は読んでいただきまして各人で、もちろんいろんなご意見がありますでしょうから、ご判断いただければありがたいと思います。どうぞ。

○傍聴者（藪田）

宇治世界遺産を守る会の藪田と申します。一般意見の 547番でまた意見を出させていただいてますので、ぜひお読みください。

それで、私は毎回景観問題を言っているのですが、その景観問題、世界遺産に係る歴史的景観の問題にかかわって少し発言をしておきたいと思うのです。実はきょうも洗堰の水位操作の変更という提言をされて、私もそれは賛成です。その目的が琵琶湖の環境の改善ということになって、そのためには洗堰の水位操作の変更が必要だと、こういう組み立てになっていると思います。それで、その関係で洪水対策を含めて洗堰の放流量の増大が必要だと、その関係で宇治川までの河川改修が必要だと、こういう全体の組み立てになっていると思うのですね。

一般的に洗堰の放流量の増大が必要だということはよくわかるのですが、私ずっと聞いていても質問して申しわけないのですが、なぜそれが $1500\text{m}^3/\text{s}$ でなければならないのかというのが毎回来ていてもわかりません。それで毎回質問していますがわかりません。例えば1300ではどうなのかと、そういうシミュレーションが全くされてないんですね。1400でどうなのかと、なぜそれを言うかといいますと、その放流量の増大の目的がもともととは沿岸の浸水被害の軽減、こういうことなんですね。その場合 $1500\text{m}^3/\text{s}$ 放流と1400と1300、当然状況が違ってくるんですけど、そういうシミュレーションは一切されてない、なぜそういうことがされないのかというのがいつも疑問なんです。

当然非常に貴重な琵琶湖を守るという点で上下流、全体に力を合わせていかなきゃならない、そういうぐあいに思っているのですが、まだストンと納得というところになかなか行かない状況があるという点が1点あります。

ですから、琵琶湖部会がこれから継続されるということであれば、ぜひそういうところも含めて、ぜひ検証をお願いしたいと思うのと。それから、以前にどなたか委員の質問があった、例えば琵琶湖総開発以前の琵琶湖の何と言うんですかね、湖岸線はどこであったのか、何かそんな質問がされていたように思うのですね。そういう質問が出されているのですが、回答がないままできている部分が結構あるんじゃないかなと。つまり、委員の質問、あるいは委員が出される資料請求に対して河川管理者が答えないままにきている。そういうのがやっぱり結構あるんじゃないかなと思って、もう少し、何と言うんですかね、出された要求に対してはきちっと資料を求めていただいて、とことん納得いくまでの議論、検証を行っていただく、そういうことが必要んじゃないかなと非常に思います。そういう点で少し意見を言わせていただきたいというぐあいに思います。

なぜ言うかといいますと、琵琶湖部会の管轄が一応天ヶ瀬ダムまで入っておるとい、あ、入

ってないんですか。いつもこれ私、どこで話していいのか困るので。淀川部会で言ったり。つまり、もともとの目的が琵琶湖が目的にある、それで天ヶ瀬ダム再開発、結果がその下流に出てくると、こういう関係で琵琶湖工事事務所の関係と淀川工事事務所の関係で、結局委員会で言わないといけないということになるけど、委員会で言っていると余り大き過ぎてなかなか話が通じない。ダムワーキングでも結構言わせてもらっているのですけど。実際きょうも言わせてもらっているのですけれども、かなり意見を送ったのですけど、なかなか反映してもらってない部分があります。

例えば地元の意見を入れて新しい景観をつくっていくような形をとったらどうかとご意見をいただいておりますのですけれど、それならそういうためのシステムというのは何が必要なのか、やっぱりそこまで提言してもらわないと。私たちにしたら例えば宇治川委員会みたいなのをつくって、そこに本当に住民も参加して意見が言えて、そしてそれが実際の行政の方に反映していく、そういう形をとらないと。住民意見を反映しなさいよというのは一般論であって何の保証もない、そんな状況があるので。それもこの意見に書いていますので、ぜひまた見ていただいて、何とか一步でも前進をお願いしたいと思います。失礼しました。

○川那部部会長

ありがとうございました。ほかにはございませんでしょうか。それでは時間も大分きておりますので、恐らくこれが集まるとしては琵琶湖部会最後であるかと存じますが、いわゆる「河川管理者」、何かおっしゃることはありませんか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。今のご意見の中にございました、1点だけ情報といたしまして、洗堰からさっきの放流量を $1500\text{m}^3/\text{s}$ からもう少し小さくした場合にどういった効果があるのかということについては、これは今資料の何番ということは申し上げられませんが、お出しをしております。 $1300\text{m}^3/\text{s}$ の場合、 $1200\text{m}^3/\text{s}$ の場合、そういった場合にどういう琵琶湖の水位の下がり方が小さくなっていくという効果についてはお示しをしたことがございますので、これについてはどの資料かというのはまた今お尋ねの方にお示しはしておきたいと思っております。

○川那部部会長

それでは、これで一応終わらせていただきたいと思います。淀川水系流域委員会はもちろん継続をいたしますし、それから琵琶湖部会というものがどうするかということについてはその新しい委員会を、新しいメンバーによる委員会、ごめんなさい、新しい委員会と言ったらいかん、継続ですから。新しい委員会じゃない、新しいメンバーによる委員会がお決めになることでございますけれども、恐らく地域部会としての琵琶湖というのは何らかの形でそのまとまりを持たなければな

■第31回琵琶湖部会（2005/1/8）議事録

らないのではないかとというのが全体としての意見になっておりますので、そういう形でいろいろ進んでくることと思います。

琵琶湖部会、長らく4年間ですか、本当に皆さん、委員の方、ありがとうございました。それから、「河川管理者」の方も本当に、きょうも土曜日やな、休みやらの何もしないでいろんなところで大変ありがとうございました。また、傍聴の方、やっぱりこんなに来ていただく委員会というのは非常に珍しいことだと思っております、いろんな形で見ていただき、かつご意見をいただいたことを大変感謝しております。委員会として言うことかもわかりませんが、琵琶湖部会のところでご発言いただいたこと、それから文書として書いていただいたことは、全部一字一句、もうどれもなく全員が読んだとは申せませんが、大体どういうことをお考えになってどういうことを言っているかというのは、おのこの我々委員の力量に応じて、きちっと読ませていただいたというふうに思っております。本当に傍聴の方も含めてありがとうございました。

琵琶湖部会の、現在の琵琶湖部会は1月終わりで一応切れることになりまして、また新しい形の発足が起こればと思いますけれども、どうぞ委員の方々も、あるいは「河川管理者」の方々も傍聴の方々も、これからはどうぞよろしくお願いいたします。私、おしゃべりやったり、急に投げかけたりして大変まずい座長をさせていただいたと思いますけれども、江頭さんのサポート、あるいはほかの方のサポートを得まして、一応今まで続けてきたことを大変喜んでおります。どうも本当にありがとうございました。この問題は非常に大事でございますので、これから後もいろいろな形でご支援、ご批判をいただきたいと存じます。どうもありがとうございました。（拍手）

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それではこれで第31回琵琶湖部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

〔午後 4時23分 閉会〕

■議事録承認について

第13回運営会議（2002/07/16）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 2 週間）。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間をめぐりて期限を延長し、発言者にその連絡を行う。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。